

鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金交付要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、様々な困難を抱えるこどもたちに対し、地域にある公共施設等を活用し、安心安全で気軽に立ち寄ることができるこどもの居場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、こども家庭センター等につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） こども こども基本法（令和4年法律第77号）第2条に規定する心身の発達の過程にある者
- （2） こども家庭センター等 全ての妊産婦、子育て世帯およびこどもに対して切れ目ない支援を行う、母子保健および児童福祉に関する相談と支援を一体的に担う機能を有する「鯖江市こども家庭センター」およびその関係機関

（補助対象団体）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- （1） 市内を拠点に活動し、自主的にこどもに対して支援活動を実施する民間団体であること。
- （2） 規約、会則、定款等の組織運営に関する定めを有し、予算・決算の会計処理が行われている自主性・自立性が保たれている団体であること。
- （3） 営利を目的とする団体でないこと。
- （4） 宗教および政治に関する活動を目的とする団体でないこと。
- （5） 鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者が会員である団体でないこと。

(6) 公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる全ての事項をその内容とする事業とする。

(1) こどもを対象とする無料または低額での食事の提供

(2) 補助対象事業の実施場所において無料でこどもが参加できる体験活動または遊び、自主学習の取組

2 前項のほか、文具品、生理用品等のこどもの生活に必要な物品の提供を実施することができる。

3 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 実施場所は、市内の公共施設または町内公民館とし、良好な衛生環境・安全性を確保すること。

(2) こどもの参加者を広く募り、住所、年齢、性別、経済状況において限定しないこと。

(3) 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること。

(4) 食事の提供を行う場合にあっては、食品衛生管理を徹底し、食中毒の予防、食物アレルギーの対応、防火等の安全に配慮すること。なお、調理を行う場合は、食品衛生管理者または調理師、栄養士等の資格を有する者を配置すること。

(5) 実施時間は、1回当たりおおむね2時間以上であること。

(6) 実施時には食中毒や交通事故等、不測の事態によるけがに対応できる保険に加入する等、必要な補償対応ができる体制を整えること。

(7) こどもやその保護者から相談を受けたときや、養育環境に問題があり、支援が必要と思われるこどもを発見したときは、鯖江市こども家庭センターと随時連携を図ること。

(8) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、直接または間接的に知り得た個人情報の第三者への提供や目的外使用を行わないこと。

(9) 国、地方公共団体その他これらに類する者から、この要綱による補助金以外の補助その他の給付を受けていないこと。ただし、この要綱による補助金以外の補助その他の給付により実施する事業とこの要綱による補助対象事業とを区分して実施する場合はこの限りでない。

(10) 規則およびこの要綱を遵守すること。

4 補助対象事業は、同一の場所で実施するものとする。ただし、同一の場所で行うことが困難な場合、または、複数の場所で実施するがより適切な場合は、同一地区内において複数の実施場所を設けることができる。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間（以下「期間」という。）は、第10条の規定による補助金の交付決定日から当該決定日の属する年度の3月末日までとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額を限度とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 期間内に5回以上、補助対象事業を実施する場合 20万円

(2) 期間内に1回以上、補助対象事業を実施する場合 5万円

2 補助対象事業の実施回数が前項第1号の回数に満たないときは、当該回数ごとに、3万円を減じるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 補助額は、補助対象経費の実支出額と第1項に定める補助額とを比較していずれか少ない額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第9条 市長は、補助金の交付を希望する団体を公募する。補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金事業計画書（様式第2号）

(2) 鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金事業収支予算書（様式第3号）

- (3) 団体の規約、会則、定款、役員名簿
- (4) 団体の概要や事業内容が分かる書類
- (5) 個人情報保護に関する誓約書（様式第4号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請に係る書類の審査を行い、補助金交付の可否について、鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金交付決定通知書（様式第5号）または鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請団体に通知するものとする。

（交付の条件）

第11条 補助金の交付の目的を達成するため、前条の規定による交付決定を受けた団体申請団体（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業者が、補助対象事業の内容または経費の配分の変更を必要とする場合（軽微な変更は除く。）または事業を中止または廃止する場合は、事前に鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第7号）を提出して市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金申請にかかる関係書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管すること。

2 前項第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の減額に伴う変更
- (3) 補助対象経費の変更を伴わない経費配分の変更
- (4) 交付決定額の変更を伴わない補助対象経費総額の増額

（変更の承認）

第12条 市長は、前条第1項第2号の規定により鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金変更・中止・廃止承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金変更・中止・廃止承認決定通知書（様式第8号）または鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金変更・中止・廃止不承認決定通知書（様式第9号）により、当該団体に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、事業完了の日から30日以内または交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金事業成果報告書（様式第11号）
- （2） 鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金事業収支決算書（様式第12号）
- （3） 領収書等、事業実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条に規定する実績報告により、補助対象事業が適切に行われたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金交付額確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 前条の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。ただし、次条に規定する補助金の概算払を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第16条 市長は、特に必要と認めるときは、概算払を行うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、鯖江市地域こどもの生活支援強化事業（こどもの居場所づくり）補助金概算払請求書（様式第15号）を市長に提出するものとする。

3 概算払した補助金は、第13条の規定により確定した交付額に基づき精算しなければならない。

（交付の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、または交付額を変更し、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（1） 補助金の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき。

（2） 交付の目的以外に補助金を使用したとき。

（3） 補助金の全部または一部を使用しなかったとき。

（4） この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第18条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

対象経費	
報償費	・有償ボランティアスタッフへの報償(団体の運営に係る職員の賃金または役員報酬や所得税を含む支給額が実働1時間当たり1,000円を超える額については対象外とする。) ・講師への謝礼
食糧費	・食材や弁当、調味料等 (通常より著しく高額と判断される経費は対象外とする。)
消耗品費	・耐用年数1年未満かつ1件当たり10,000円未満のもの
印刷製本費	・事前周知のためのチラシ作成費用(当該事業とは別の内容の周知を含むチラシの作成費用は対象外とする。)
光熱水費	・食料品の保管や調理、会場使用に要する光熱水費 (事務所に係る光熱水費は対象外とする。ただし、専用のメーターの検針等により当該事業に使用した料金が明確に算定できる場合は可)
通信運搬費	・食料品配送等に係る交通費、ガソリン代、配送料等 (電話代、インターネット通信費等については補助対象外とする。)
保険料	・実施時の食中毒や事故など不測の事態によるけが等に対応できる保険に加入する経費
使用料および賃借料	・会場使用料や食料品の保管場所等に要する経費 ・I C T機器(パソコン、タブレット等)のリース費用
備品購入費	・備品の購入費用(1件当たり10,000円以上のもの) (パソコン、カメラ、その他補助対象事業の実施場所以外での利用が認められる備品は補助対象外とする。)
負担金	・食品衛生責任者養成講習会の受講に係る負担金
その他経費	・事業実施のため、市長が特に必要と認めるもの

<特記事項>

- ・ 団体を運営する経常的な経費と区別ができない経費は対象外とする。
- ・ 事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇に係る経費、通常より著しく高額と判断される経費、その他市長が補助対象とすることが適当でないと判断する経費は対象外とする。